訪問看護重要事項説明書

(介護保険・医療保険)

ご利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたり、当事業所が説明すべき事項は以下のとおりです。

1. 訪問看護を提供する事業所

法人名 公益社団法人 調布市医師会 事業所の所在地 東京都調布市小島町 3-68-9

法人種別 公益社団法人

代表者職・氏名 代表理事 荒井 敏

電話番号 042-483-8648

2. ご利用者へ訪問看護サービスを提供する事業所

(1) 事業所の所在地など

事業所の名称 調布市医師会訪問看護ステーション

施設所在地 〒182-0026 東京都調布市小島町 3-68-9

開設年月 1995年2月1日

介護保険事業所番号訪問看護東京都 1367191471 号管理者名井上 京子 (いのうえ きょうこ)

サービス提供地域 調布市・狛江市・府中市・三鷹市

電話番号 042-499-7731 FAX 番号 042-499-7699

(2)事業の目的・運営方針

(事業の目的)

主治医が訪問看護の必要性を認めたご利用者に対して、適切な訪問看護サービスを提供することを目的とします。

(運営方針)

ご利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活活動の維持、回復を図るとともに、生活の質を重視した 在宅療養が継続できるように支援します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携 を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 職員体制

(2025年1月24日現在)

職種	従事する業務内容	人 員			
1444		常勤	非常勤	計	
管理者	職員管理業務等	1名 1		1名	
日垤1	相談・苦情対応	' 12		' 12	
	サービスの利用の受付				
看護師	訪問看護計画作成	5名	4名	9名	
	訪問看護サービスの提供				
事務	サービス利用の受付	1名		1名	
事務	請求管理等業務	141		1 12	

(4)サービス提供日時

訪問看護サービス提供日時	月曜日 ~ 金曜日
(平 日)	午前9時 ~ 午後5時
訪問看護	土曜日・日曜日・祝祭日
休業日	年末年始(12月29日~1月3日)

※状態によっては、休日、祝日等も含め計画的な訪問看護を提供します。

3. ご利用者へのサービス内容

- 病状の観察、予防
- ・医師の指示による医療処置
- 看護師によるリハビリテーション
- カテーテル等の管理
- 栄養指導・服薬管理
- ・褥瘡(じょくそう)の予防と処置
- ・清拭・洗髪・入浴介助等の清潔ケア
- ・ターミナルケア (苦痛の緩和、将来の心づもり、療養場所の選択)
- ・ご家族への介護相談・指導
- 関係機関との連携
- ・緊急時の訪問看護

4. 緊急時の対応

当事業所では緊急時対応の体制を 24 時間整えており、携帯電話等で連絡対応し必要時は訪問いたします。なお緊急電話への連絡は、非通知表示の電話やショートメッセージサービスやメールでの対応はできません。非通知表示の方は、はじめに 186 を押してから、発信してください。

緊急携帯電話 1番 090-2671-4109

2番 080-7738-2643

5. 利用料金

【介護保険対象の方】

40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者で要支援・要介護に認定され 16 特定疾病に該当している方もしくは、65 歳以上で要支援・要介護に認定されている方

【利用者の負担割合】

利用料金は、介護保険負担割合証の利用者負担割合に準じます。 利用者負担割合は、所得に応じて1割・2割・3割となります。

【訪問看護費】

(1単位の単価:調布市11.12円)

	訪問看護	介護予防訪問看護
20 分未満	314 単位	303 単位
30 分未満	471 単位	451 単位
30 分以上 60 分未満	823 単位	794 単位
1時間以上1時間30分未満	1, 128 単位	1,090 単位

※20 分未満の要件

ご利用者に対し週1回以上20分以上の訪問看護を実施していること ご利用者からの連絡に応じて訪問看護を24時間行える体制であること

- (1)上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定めた時間を基準とします。
- (2)介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については全額自己負担(10割)となります。
- (3) 初回加算 I · II、サービス提供体制強化加算 I · II、緊急時訪問看護加算 I · II、特別管理加算 I · II、退院時共同指導加算、早朝·夜間·深夜の訪問看護、ターミナルケア加算(介護予防は除く)、長時間訪問看護加算、看護・介護職員連携強化加算、複数名訪問加算、看護体制強化加算(介護予防)、看護体制強化加算 I · II、専門管理加算の算定については、該当した場合算定させていただきます。別紙利用料金一覧表をご参照ください。
- (4)ご利用者に介護保険料の滞納がある場合は、介護保険適用であっても利用料は、一旦全額自己負担 (10割)となります。

16 特定疾病

- 1. がん末期 (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) 2. 関節リウマチ 3. 筋萎縮性側索硬化症 4. 後縦靱帯骨化症
- 5. 骨折を伴う骨粗鬆症 6. 初老期における認知症 7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及 びパーキンソン病 8. 脊髄小脳変性症 9. 脊柱管狭窄症 10. 早老症 11. 多系統萎縮症
- 12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 13. 脳血管疾患 14. 閉塞性動脈硬化症
- 15. 慢性閉塞性肺疾患 16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

【医療保険対象の方】

40 歳未満の医療保険加入者とその家族、40 歳以上65 歳未満の16 特定疾病患者以外の者、65 歳以上で要支援・要介護に該当しない者、特別訪問看護指示書期間、精神科訪問看護指示書期間厚生労働大臣が定める疾病等の方

【利用料の負担割合】

年齢区分	外来療養
義務教育就学前	2割
6歳に達する日以後の最初の3月31日以前	
義務教育就学後から 70 歳未満	3割
6歳に達する日以後の最初の3月31日翌日	
70 歳以上 75 歳未満	2 割·3 割
	高齢者受給者証にて確認
75 歳以上	1割・2割・3割
後期高齢者医療	後期高齢者医療被保険者証にて確認

[※]各種医療費公費負担の医療証、限度額適用・標準負担額減額認定証等をお持ちの方は、 負担料金が減額または免除されます。

【訪問看護基本療養費】

	週3日目まで	週4日目以降
基本療養費I	5, 550 円	6, 550 円
基本療養費Ⅱ・同一建物居住者同一日2人	5, 550 円	6, 550 円
基本療養費Ⅱ・同一建物居住者同一日3人以上	2, 780 円	3, 280 円
基本療養費Ⅲ 外泊時		8,500円

【精神訪問看護基本療養費】

		週3日目まで	週4日目以降
精神科訪問看護基本療養費I	30 分未満	4, 250 円	5, 100 円
	30 分以上	5, 550 円	6, 550 円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ	30 分未満	4, 250 円	5, 100 円
同一建物居住者同一日2人	30 分以上	5, 550 円	6, 550 円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ	30 分未満	2, 130 円	2, 550 円
同一建物居住者同一日 3 人以上	30 分以上	2, 780 円	3, 280 円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ	外泊時		8,500円

【管理療養費】

	機能強化型訪問看	機能強化型訪問看	機能強化型訪問看	看護管理療養費
	護管理療養費 1	護管理療養費 2	護管理療養費 3	
月初日の訪問	13, 230 円	10, 030 円	8, 700円	7, 670 円
訪問看護療養費I				
2日目以降の訪問	3,000円	3,000円	3, 000 円	3,000円
訪問看護療養費Ⅱ				
2日目以降の訪問	2, 500 円	2, 500 円	2, 500 円	2, 500 円

(1) 医療保険 訪問看護加算

24 時間対応体制加算(看護業務の負担軽減の取組みあり・なし)緊急訪問看護加算、重症度等の高い特別管理加算、特別管理加算、退院支援指導加算、夜間・早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算、乳幼児加算、難病等複数回訪問加算、長時間訪問看護加算、複数名訪問看護加算、訪問看護情報提供療養費 1・2・3、訪問看護ターミナルケア療養費 1、在宅患者緊急時等カンファレンス加算、在宅患者連携指導加算、看護・介護職員連携強化加算、訪問看護ベースアップ評価料、訪問看護医療 DX 情報活用加算については、該当した場合算定させていただきます。別紙利用料金一覧表をご参照ください。

(2) 医療保険 精神科訪問看護加算

24 時間対応体制加算、精神科緊急訪問看護加算、特別管理加算(重症度等の高い)、特別管理加算退院時共同指導加算、特別管理指導加算、退院支援指導加算、夜間・早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算、長時間精神科訪問看護加算、複数名精神科訪問看護加算、精神科複数回訪問加算、訪問看護情報提供療養費 1・2・3、訪問看護ターミナルケア療養費 1、在宅患者緊急時等カンファレンス加算、在宅患者連携指導加算、看護・介護職員連携強化加算、訪問看護ベースアップ評価料(I)、訪問看護医療 DX 情報活用加算については、該当した場合算定させていただきます。別紙利用料金一覧表をご参照ください。*提供する訪問看護が医療保険対象外の場合は10割負担となります。

【同意が必要な加算について】

以下の加算について同意が必要なため確認をさせていただきます。

(1)介護保険:緊急時訪問看護加算Ⅰ・緊急時訪問看護加算Ⅱ

医療保険:24時間対応体制加算 看護業務の負担軽減の取り組みあり・取り組みなし

・同意します・同意しません

(2)介護保険:看護体制強化加算

介護 看護体制強化加算(I)もしくは(Ⅱ)

 (3) 介護保険: 専門管理加算
 • 同意します
 • 同意しません

(4) ターミナルケア加算(介護予防除く)・訪問看護ターミナルケア療養費加算(医療保険)

・同意します・同意しません

厚生労働大臣が定める疾病

- 1. 末期の悪性腫瘍 2. 多発性硬化症 3. 重症筋無力症 4. スモン 5. 筋萎縮性側索硬化症
- 6. 脊髄小脳変性症 7. ハンチントン病 8. 進行性筋ジストロフィー症
- 9. パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症 及び パーキンソン病 (ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の ものに限る。)
- 10. 多系統萎縮症 (線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)
- 11. プリオン病 12. 亜急性硬化性全脳炎 13. ライソゾーム病 14. 副腎白質ジストロフィー
- 15. 脊髓性筋萎縮症 16. 球脊髄性筋萎縮症 17. 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- 18. 後天性免疫不全症候群 19. 頸髄損傷 20. 人工呼吸器を使用している状態

【その他実費利用料】

保険適用外の訪問看護を提供した場合 (30 分毎)	
- 夜間 18:00~22:00、早朝 6:00~8:00 は所定の料金に 25%割増	5,000円/30分
・深夜 22:00~6:00 は所定の料金に 50%割増	
エンゼルケア(死後の処置料)	20,000円
キャンセル料	2,000円

キャンセル料

やむを得ず訪問の予定を変更される場合には前日までに連絡をお願いします。 キャンセル料が発生する場合があります。

【利用料の請求とお支払方法】

利用料金は、毎月26日に前月分利用料を指定口座より引き落としいたします。

(金融機関休業日の場合は翌営業日)

- (1) 引き落とし口座手続き完了までの利用料は、口座振込または現金でのお支払いとさせていただきます。
- (2) 利用料の自己負担金を 3 ヶ月以上の滞納した場合、訪問看護サービスの提供を検討させていただきます。
- (3) その他利用料に関してのお問い合わせは管理者へご連絡ください。

6. 虐待の防止及び身体的拘束について

ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者:井上京子

- (2) 従業者に対する虐待防止をするための研修(年1回)を実施します。
- (3) サービス提供中に、養護者(現に養護している家族・親族・同居人・支援者等)による虐待を受けたご利用者を発見した場合は、速やかに、主治医、居宅介護支援事業者、調布市等に対して連絡を行うとともに、当該虐待の状況及び対応について記録のうえ、虐待に至った要因を解明し、発生を防ぐための対策を講じます。
- (4) ご利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他 ご利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ない場合には、ご本人やご家族等に説明と同 時に、主治医、居宅介護支援事業所等にその様態及び拘束時間等を報告相談し、経過を記録します。

7. 事故発生時の対応

ご利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、利用者の家族等、主治医、居 宅介護支援事業者、調布市等に対して連絡を行うとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった 処置について記録のうえ、事故原因を解明して再度の発生を防ぐための対策を講じます。また、賠償 すべき事態に速やかに対応できるよう下記の保険に加入しています。

保 険 名:訪問看護事業者総合補償制度 保険の概要:訪問看護事業者賠償責任保険

8. 暴力・ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為(叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す、緊急を要さない頻回な緊急電話、インターネット上への誹謗中傷等の書き込みなどの迷惑行為等)を行った場合は サービスを一時休止し、状況の改善や理解が得られない場合は、2 週間以上の予告期間のうえ契約を解除する場合があります。

9. サービスの終了

ご利用者が長期入院・入所された場合、または終了の意思表示があった場合、もしくは当事業所の事情によりサービスの提供が継続できなくなった場合は、サービスを終了させていただきます。

10. サービスに関する相談・苦情

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は事業所相談窓口までご連絡下さい。ご連絡いただいた内容については、記録のうえ速やかに対処し改善策を講じます。必要時は、主治医、居宅介護支援事業所、調布市、東京都等に報告します。

(1)相談・苦情受付窓口

連絡先調布市医師会訪問看護ステーション

管理者 井上 京子(いのうえ きょうこ)

受付時間 平日 午前9時~午後5時

電話 042-499-7731 FAX 042-499-7699

(2) 行政機関その他苦情受付機関

調布市福祉健康部高齢者支援室(介護給付係)
 狛江市市役所高齢障がい課介護保険係
 府中市福祉保健部介護保険課
 三鷹市健康福祉部介護保険課
 東京都福祉保険局 介護保険相談窓口
 東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
 042-481-7321
 03-3430-1262
 042-335-4470
 0422-45-1151
 東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
 03-6238-0177

11. 業務継続計画の策定について

- (1) あらゆる種類の災害や緊急事態に、業務の中断を最小限に抑えるか、中断しても迅速に復旧できるよう計画を策定し、必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回)に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. あらゆる種類の災害や緊急事態時の対応について

訪問予定の変更、休止をお願いすることがあります。また、通信障害等のため連絡がつかない場合は、連絡無しに休止する場合があります。

生命の危機や安全確保のために医療ニーズの高い方や支援の必要な日中独居の方など、優先的に訪問させていただく場合があります。

13. 衛生管理等について

- (1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
- (5) 訪問看護提供時は、感染予防のため、防護服着用・訪問時間の変更・短時間訪問の対策を取らせていただきます。状況によっては電話での訪問とさせていただく場合があります。
- (6) 医療廃棄物は正しく処理をします。

14. 在宅実習生の同行訪問のお願い

当事業所では、医学生・看護学生・看護師等の在宅実習の受け入れを行っております。ご協力をお願いいたします。体調や諸事情で、実習生の訪問が負担となられる方は、担当看護師に遠慮なく申しでてください。

15. 秘密保持と個人情報の取り扱いについて

- (1)ご利用者及びその家族等に関する秘密の保持について
- ①ご利用者又はその家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- ②サービス提供を行う上で知り得たご利用者又はその家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④業務上知り得たご利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2)個人情報の取り扱いについて

- ①サービス提供に伴い、サービス事業者間の連携・サービス担当者会議や照会での情報提供・関係機関との連絡調整・当ステーション内や関係機関での症例検討・地域包括支援センター・認定審査会への情報提供など必要に応じて行います。
- ②在宅実習生受け入れに伴う個人情報の取り扱いについては十分注意し、実習生と当事業所で誓 約書の取り交わしを行います。
- ③ご利用者及びご家族等に関する個人情報が含まれる記録物、紙によるものの他、電磁的記録、MCS(調布市で導入している情報共有ツール メディカルケアステーションにおいては、ちょうふ在宅ネット運用規則に遵守した活用)については管理者の注意、誓約書をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。
- ④当事業所で管理する情報については、ご利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、 開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は遅滞なく調査を行い、利用目的の 達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

16. その他

- (1)ご利用にあたって保険証や医療受給者証の確認をさせていただきます。これらの書類について内容の変更が生じた場合は必ずお知らせください。
- (2) サービスを担当する職員は、他の利用者との訪問調整等により交代する場合があります。
- (3)計画されたサービス曜日、時間は変更させていただく場合があります。
- (4)計画されたサービス時間は、他の利用者対応や交通事情により遅れる場合があります。
- (5) 感染予防のために、手洗い・うがい等を実施しています。訪問看護前後の手洗い場の提供にご協力をお願いいたします。

(の)こ利用有名でり一に	ごスを提供す	る為に使用する	水道・ガス・	電気・電	話代・イ	ト護用品・	
衛生材料用品等の費用	はご利用者の	の負担となりま	す。				
				左	F	月	日
書面に基づき重要事	項の説明る	をいたしまし;	t <u>-</u> 。				
【事業者】	所在地	東京都調布市	小島町 3-68-9				
	名称	公益社団法人	調布市医師会	È			
		調布市图	師会訪問看護	ステーシ	ョン		
	説明者 <u>5</u>	名		印			
書面に基づいて事業 て、個人情報を用い				こ。サー	ビス担	当者会請	義等に
C I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	0 C 1 C 1	7200	, 0				
【利用者】	<u>住</u>	<u>听</u>					
	rr.	Þ		rn.			
	<u>氏</u> :	<u>台</u>		印			
	電	活①	(2			
	タ かこ 垂で	田中での書が明	<i>t.</i> 巫(+士) +	_ 44	ビフ+E	╵┸ ╶ ┸╱═	色生1一・
= 声に甘べいて車業	有かり里を	安争児の武ツ	と文けました	こ。リー	しへた	13日云語	发守!〜(
		司意いたしま [・]					
		司意いたしま [・]					
	ることに「						_
書面に基づいて事業 て、個人情報を用い 【家 族/代理	ることに「 !人】 <u>住</u> !	所					-
て、個人情報を用い	ることに「	<u></u>	す。 	印			_
て、個人情報を用い	ることに「 !人】 <u>住</u> ! <u>氏</u>	<u>所</u> 名 (利用者と	す。 の関係	_)		-
て、個人情報を用い	ることに「 !人】 <u>住</u> ! <u>氏</u>	<u></u>	す。 の関係	<u>FD</u> 2)		-
て、個人情報を用い 【家 族/代理	ることに「 !人】 住! 氏 電	所 名 (利用者と 話①	す。 の関係	2)	年 6 月 22 日	-

(6)ご利用者及びご家族等からのお心遣い、訪問時の飲食などはご遠慮いたします。